

取手市告示第333号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき
特定生産緑地の指定を解除したので、同法第10条の6第2項の規定において
準用する第10条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月13日

取手市長 中村 修

- 1 特定生産緑地の指定解除区域及び面積
別紙のとおり

特定生産緑地（取手市）の解除

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第 10 条の 6 第 2 項の規定において準用する第 10 条の 2 第 4 項の規定により、次のとおり公示する。

番号	生産緑地地区番号	位置	特定生産緑地の面積	公示日
61	63	米ノ井字辻田地内	約 2,571 m ²	令和 5 年 12 月 13 日

「区域は指定図表示のとおり」

